

(2026年6月15日発表)

## 7月1日～ 静岡市立小中学校におけるラーケーションの開始

### ◆概要

静岡市では、次期学習指導要領が求める「質の高い探究的な学び」の実現や、学校外での主体的な学びの機会を創出するため、7月1日から「ラーケーション」を導入します。

本制度は、平日に児童生徒が保護者の休みに合わせて校外での体験・探究活動を行うことができ、その期間については、欠席と取り扱わない制度です。家族との時間を確保しながら、地域や社会と深く関わる豊かな学びを支援します。

### ◆開始時期

2026年7月1日(水曜日)から取得可能。

### ◆対象および利用条件

次の3つの条件をすべて満たす場合に、学校長が制度の利用を承認します。

- (1)同伴者： 児童生徒が、保護者等(祖父母、成人以上のきょうだい・親族も可)と共に行う活動であること。
- (2)活動内容： 家庭、地域、市外などでの体験的・探究的学習活動であること  
(例：施設見学、自然・文化体験等を通じた社会学習など)。
- (3)実施日： 教育委員会および学校が定める「取得できない日」以外であること。  
取得できない日：入学式、卒業式、学校行事(運動会・音楽会等)、学年当初・学年末の1週間、定期テスト・学力調査日、修学旅行・宿泊行事期間、その他学校が指定する日。

### ◆日数の取扱いおよび出欠の扱い

#### (1)取得日数：

- ・児童生徒1人につき、年度内に最大3日まで取得できます(取得は任意です)。
- ・取得は1日単位とし、連続・分散のいずれにも対応します。なお、半日や時間単位での取得はできません。また、翌年度への繰り越しはできません。

#### (2)出欠の扱い：

- ・指導要録および出席簿上は「欠席」とせず、「出席停止・忌引き等(理由：ラーケーション)」として扱います。

### ◆申請方法等

- (1)申請方法：学校で活用している連絡システムで、1週間前を目安に申請を行う。  
申請内容は、①行先、②目的、③同伴者について入力する。
- (2)承認：保護者からの申請を受理後に、校長が承認し、その旨を保護者に連絡する。
- (3)事後：報告書の提出は求めない。

### 【問い合わせ先】

教育委員会事務局学校教育課(清水庁舎8階)、担当者：内山、小笠原 電話：054-354-2521